

様式コード					
2	2	2	1	2	

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届
70歳以上被用者月額変更届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所整理記号		-	
	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒		
	事業所名称			
	事業主氏名	(印)		
	電話番号	()		

特例		受付印
休業が回復した場合		
社会保険労務士記載欄		(印)
氏名等		

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑪ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑫ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算の 基礎日数	報酬月額		⑬ 合計(⑪+⑫)		⑭ 総計			
			⑪ 通貨によるものの額	⑫ 現物によるものの額			⑮ 平均額			
									⑯ 修正平均額	
1	①	②		③		④		⑤		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))
	⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	④ 年 月		⑩	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額		⑯	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
2	①	②		③		④		⑤		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))
	⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	④ 年 月		⑩	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額		⑯	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
3	①	②		③		④		⑤		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))
	⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	④ 年 月		⑩	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額		⑯	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
4	①	②		③		④		⑤		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))
	⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	④ 年 月		⑩	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額		⑯	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
5	①	②		③		④		⑤		⑫ 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 () 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他(休業回復(申立書5に該当))
	⑤ 健	厚	⑥	⑦昇(降)給	① 昇給 2. 降給	⑧遡及支払額	④ 年 月		⑩	
	⑨支給月	⑩日数	⑪通貨	⑫現物	⑬合計(⑪+⑫)	⑭総計	⑮平均額		⑯	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	
	— 月	— 日	— 千円	— 円	— 円	— 円	— 円		— 円	

※ 「⑨給与支給月」とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。
※ この届書には新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「報酬月額の算定の特例」を行った後に休業が回復した者の届出について記載してください。
※ この届書には、添付書類は必要ありません。

・特例改定の対象となる保険料は、**令和3年8月分までの保険料**となります。

・「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。